

インターネット専用預金口座振替規定

株式会社名古屋銀行（以下、「当行」という）とbankstageを利用して口座振替取引を行う場合は、下記条項の他、別途当行定める各規定についても確認し、同意したものととして取り扱います。

第1条 預金口座からの引き落とし

お客さまが当行に口座振替を依頼した請求先（収納企業）から、当行宛に請求があったときには、当行はお客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ、請求先に支払います。この場合、当行はbankstage利用規定、普通預金規定に関わらず、お客さまによる手続きを要することなく、請求金額を引き落とし口座から当行で引き落とすことができることとします。

第2条 出金可能額の不足

振替日において請求書金額が引き落とし口座の出金可能額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときには、当社はお客さまに通知することなく、請求先に対し請求金額の全額につき引き落とすことなく請求書を返却します。

第3条 請求先のお客さま番号などの変更

請求先のお客さま番号などが変更になったときも引き続き取り扱うものとします。

第4条 解約

この預金口座振替に関する契約を解約するときには、当行所定の方法により届け出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求先から請求がない等相当の事由があるときには、特に申し出のない限り、当行はこの契約が終了したものととして取り扱う場合があります。

第5条 免責事項

この口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

第6条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則、取引慣例等の定めるところによるものとします。

第7条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページによる公表で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772